



消費生活サポーターだより

No. 11

発行 平成30年6月

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせしますので、ぜひ活用していただきますようお願いします。

梅雨の時期、湿度が高い日も多くなります。

熱中症にも気をつけていただき、体調管理には、十分にご留意ください。

~~~~~ 今月号の目次 ~~~~~

### 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第309号~310号」

「子どもサポート情報 第129~130号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン6月号」

「くらしまる得情報平成30年春号」

### 2 情報掲示板(お知らせ)

◎消費生活サポーター研修会を7月に開催します。(詳細は別紙参照)

◎長野県政出前講座の実施予定のお知らせ

◎消費者大学への参加者の募集がまもなく始まります。

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

29年度の活動報告書から抜粋してご紹介します

### 4 知っておきたい参考情報

民法の改正に伴う成年年齢引き下げについて

#### 1 送付資料(啓発資料)から 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第309号」目が不自由なのに・・・新聞の訪問トラブル

「見守り新鮮情報 第310号」架空請求心当たりのない請求は無視!

「子どもサポート情報 第129号」 ベランダや窓からの子どもの転落事故を防ごう

「子どもサポート情報 第130号」 フリマサービスは個人間取引利用する際は慎重に

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎消費生活サポーター研修会を7月に開催します。（詳細は別紙参照）

＜開催予定＞ 7月19日（木）13時30分～ 県上田合同庁舎  
7月23日（月）13時30分～ 県飯田合同庁舎  
7月24日（火）13時30分～ 県北信消費生活センター  
7月27日（金）13時30分～ 県松本合同庁舎

今年度からの5年間を計画期間とする「第2次長野県消費生活基本計画」における重点事業（消費者大学、長野県版エシカル消費の取組み等）についての説明の他、消費生活サポーターの役割について、ともに考え理解を深める機会の一助となるよう、研修会を上記のとおり予定しています。

当日は、市町村の消費者行政担当課の職員の皆様にも御出席をお願いし、情報交換、意見交換を行い、交流を図る機会になればと考えております。

お忙しい中、県内4会場での開催で恐縮ですが、大勢の皆様にご出席をいただきますようお願いいたします。

当日は、4月に活動支援にあたってのアンケートをお願いし、ご希望いただいた皆様には、ジャンパー、ティッシュ等の配付を予定しておりますので、御出席をお願いいたします。

アンケートを提出されていない場合などご不明な点は、お気軽に御相談ください。

### ◎長野県政出前講座の実施予定のお知らせ

県の消費生活センター（県内4か所）及びくらし安全・消費生活課（防犯担当）では、概ね20名以上のグループ、団体の皆様がお集りになる場所に職員が出向いて、悪質商法、特殊詐欺の手口や対処方法を説明させていただく「出前講座」を実施しています。ぜひ、消費生活サポーターの皆様が所属されているグループ、団体での出前講座の計画について御検討をお願いします。

なお、現在、予定がある出前講座を掲載させていただきますので、御都合がよい場合には、ぜひ、一度出前講座の様子をご覧いただければと思います。

その際には、消費生活サポーターのご紹介をさせていただきます。事前にご連絡をいただき、当日の流れの簡単な打ち合わせをさせていただきます。お気軽に御連絡をお願いします。

### 7月以降の実施予定

|                                |                           |
|--------------------------------|---------------------------|
| 消費生活講座（悪質商法の手口等の紹介）            | 特殊詐欺講座（訓練型講座）             |
| 7月22日（日）飯綱町<br>東黒川消防コミュニティセンター | 7月25日（水）長野市<br>ふれあい福祉センター |
| 8月10日（金）飯綱町<br>福井団地コミュニティセンター  | 10月4日（木）長野市<br>（場所未定）     |

◎消費者大学の参加者の募集がまもなく始まります。

今年度新たにスタートする消費者大学の実施にあたり、開港に向け、現在準備を進めております。7月中には皆様にご募集のお知らせをさせていただきます。

長野市、松本市内で各6日間開催予定です。皆様の受講をお待ちしております。

消費生活情報でお知らせ予定です。<http://www.nagano-shohi.net/>



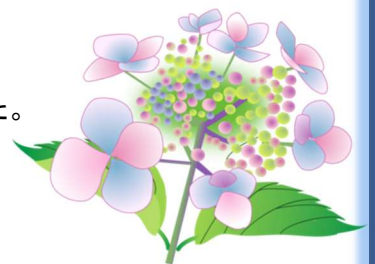
### **3 活動紹介(こんな活動が行われています！)**

29年度の活動報告書について、ご提出をいただきありがとうございました。

未提出の方は、至急ご提出をお願いします。

提出いただきました皆様の報告から、身近なところでの啓発活動を中心に、抜粋して先月に引き続き、今月もご紹介します。

- ・消費者の会の集まりで、特殊詐欺の新聞記事の掲載のことを話題にすることが多くあった。
- ・家族内で合言葉の確認を行った。
- ・職場に悪質商法の注意喚起のマグネットを掲示した。
- ・家族や知り合いと詐欺や悪質商法について話題にし、注意するよう話をした。
- ・市の出前講座に同行し、寸劇を披露した。
- ・市での特殊詐欺防止の街頭啓発活動に参加し、チラシを配布した。
- ・消費生活の会の活動として、学習会、視察研修、出前講座への同行、街頭啓発活動に参加した。
- ・地区の健康教室で特殊詐欺の現状を紹介し、注意を呼びかけた。
- ・美容院での待合室で、他のお客さんと、消費者被害や「消費者ホットライン188」を話題にして、紹介した。
- ・家族、親族に特殊詐欺被害に遭わないように、例を挙げて呼びかけた。
- ・地域の老人会・いきいきサロンにおいて特殊詐欺被害防止のための紙芝居、替え歌等を行った。
- ・職場内でくらしまる得情報、見守り新鮮情報を回覧した。
- ・ゲートボール大会の時に、消費生活センターから配布された啓発チラシを参加者に渡し、注意を呼びかけた。
- ・デイサービスセンターで、特殊詐欺被害の現状の紙芝居を発表した。
- ・ティッシュに詐欺に遭わないよう啓発標語を張り、大型店舗の入口で配布し、注意を呼びかけた。
- ・特殊詐欺被害防止のための出前講座でパネルシアターを発表した。
- ・消費者の日の啓発活動に参加した。
- ・福祉事業者として、利用者に対して、特殊詐欺の注意喚起を常時行った。
- ・県で実施した特殊詐欺被害防止の訓練型出前講座に参加し、だまされ役として、電話を使った手口の事例の紹介を行った。



**上記のサポーターの方からの報告にも寄せていただきましたが、昨年度後半から、特殊詐欺被害防止の訓練型出前講座には、お近くのサポーターの方へ御協力をお願いしました。こういった取組みを引続き、県内各地で実施できるよう検討してまいります。実施会場のお近くのサポーターの方にご協力をお願いした際には、御協力をお願いします。**

## 4 知っておきたい参考情報

今月は、6月13日に民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立したことにあわせ、成年年齢の引き下げについてご紹介します。(施行日、2022年4月1日)

今年度中学2年生(満14歳)の方から影響があることとなります。

☆変更となる事項、ならない事項として、次のとおりとなっています。

| 20歳→18歳へ 引き下げとなる事項                                     | 16歳→18歳へ 引き上げとなる事項                                    |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <b>ローン契約</b><br>親の同意なしに、18歳でもローンやクレジットカードの契約が可能になる。    | <b>女性の婚姻年齢</b><br>男性と同じに「18歳以上」に統一                    |
| <b>パスポート</b><br>「5年有効」のパスポートだけでなく、「10年有効」も取得可能になる。     | <b>飲酒・喫煙</b><br>健康への影響を考慮し、20歳未満禁止は現行どおり              |
| <b>性別変更の申し立て</b><br>性同一性障害の人は、18歳でも家庭裁判所に性別変更を申し立てられる。 | <b>競馬や競輪などのギャンブル</b><br>「非行につながりかねない」として20歳未満禁止は現行どおり |

**☆改正民法が施行されると、18歳、19歳の場合でも、親の同意なしに、契約を結んだり、ローンを組んだりすることが可能になり、若者の消費者被害の拡大も懸念されると言われています。**

消費者庁や金融庁、文部科学省では、今年3月に、消費者教育推進に関するアクションプログラムを決定し、2020年度までの3年間を消費者教育の集中強化期間と位置付け取り組みを進めています。

消費者庁としての取組施策として、次の3点が挙げられています。

### ○ 若年者の自立を支援する消費者教育の充実

高校生向け消費者教材「社会への扉」の活用を働き掛け、20年度は全国全ての高校で教材を活用した授業の実施を目指しています。

[http://www.caa.go.jp/future/project/project\\_003/](http://www.caa.go.jp/future/project/project_003/)

### ○ 社会生活上の経験の不足する若年者の被害事例を念頭に置き、消費者契約法の取消権追加などの制度整備等

### ○ 消費生活相談窓口の充実及び消費者ホットライン188の周知

長野県においても、消費者庁の取組みにあわせ、消費者の自立の支援として、消費者教育の充実、消費生活相談窓口である消費生活センターの周知の取組みを中心に取組みを進めてまいります。

長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州